

写

5 調監発第 3640003 号

令和 6 年 3 月 2 9 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

(公印省略)

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知願います。

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

所管部課及び対象団体

- 1 行政経営部企画経営課（以下「企画経営課」という。）
一般財団法人調布市市民サービス公社（以下「（一財）サービス公社」という。）
- 2 都市整備部用地課（以下「用地課」という。）
調布市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）

第3 監査の実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年3月15日（金）まで

第4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年9月30日までに執行された財政的援助等に係る出納及びその他の事務

第5 監査の主眼点及び方法

監査の実施に当たっては、調布市監査基準に基づき、次に掲げる事項を主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、現地確認、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の着眼点としては、次に掲げる事項を重点とするものとする。

1 所管部課（企画経営課及び用地課）

- (1) 補助金（交付金）
 - ア 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。
 - イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
 - ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (2) 出資（出捐）
 - ア 出資（出捐）目的及び出資金額等は妥当か。
 - イ 出資（出捐）団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

2 対象団体（（一財）サービス公社及び土地開発公社）

- (1) 補助金（交付金）
 - ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
 - イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 出資（出捐）

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 設立目的（出資（出捐）目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。

第6 監査対象の概要

1 企画経営課

(1) 補助金（（一財）サービス公社）

（一財）サービス公社の運営及び事業に必要な経費として、調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例（平成7年調布市条例第2号）に基づき、補助金として、令和4年度は8,878万9,888円を、令和5年度は9,403万3,000円を交付している。

【補助金交付内訳】

補助対象経費	令和4年度確定額	令和5年度交付決定額
人件費	72,768,478円	75,804,000円
事務費	16,021,410円	18,229,000円
計	88,789,888円	94,033,000円

(2) 出捐（（一財）サービス公社）

（一財）サービス公社に対し、基本財産として300万円を出捐している。

2 （一財）サービス公社

- (1) 名称 一般財団法人調布市市民サービス公社
- (2) 所在地 東京都調布市国領町4丁目51番地7ピエールシークル2階
- (3) 設立 平成24年4月2日
- (4) 目的 調布市（以下「市」という。）から受託する各種市民サービス及び市の公共施設の管理運営等の事業をとおして、市民の雇用を促進するとともに、市民との協働を推進することにより、市民サービスの充実を図り、もって地域社会の発展に寄与すること
- (5) 事業（令和4年度事業実績）
 - ア 市民サービス事業
 - (ア) 市営住宅事業
 - (イ) 公金収納事務事業
 - (ウ) スポーツ・保養施設インフォメーションコーナー受付事業

- (エ) 児童通学見守り事業
- (オ) 一般廃棄物処理袋等交付事務事業
- (カ) 諸証明交付受付事業
- (キ) 各種メール事業
- (ク) 図書館メール事業
- (ケ) こころの健康支援センター事業
- (コ) 公金輸送事業
- (サ) 受動喫煙防止対策事業
- (シ) 図書館分館等整備事業

イ 管理運営事業

- (ア) 自転車等駐車対策事業
- (イ) 自動車駐車場事業
- (ウ) 体育施設事業
- (エ) 地域福祉センター事業
- (オ) 青少年交流館事業
- (カ) 教育会館事業
- (キ) 市民農園事業
- (ク) せんがわ劇場事業
- (ケ) ふじみ交流プラザ事業

(6) 組織（令和5年4月1日現在）

ア 評議員 5人

イ 理事 6人（うち理事長1人）

ウ 監事 2人

エ 職員 186人（正規職員7人，エキスパート嘱託職員5人，嘱託職員79人，臨時職員95人）

(7) 基本財産

現金 300万円

3 用地課

(1) 交付金（土地開発公社）

土地開発公社の運営に必要な経費として，調布市土地開発公社交付金交付要綱（平成3年調布市要綱第11号）に基づき，交付金として，令和4年度は30万4,147円を，令和5年度は100万円を交付している。

【交付金交付内訳】

交付対象経費	令和4年度確定額	令和5年度交付決定額
人件費	103,400円	170,000円
事務費	200,747円	830,000円
計	304,147円	1,000,000円

(2) 出資（土地開発公社）

土地開発公社に対し，基本財産として500万円を出資している。

4 土地開発公社

(1) 名称 調布市土地開発公社

- (2) 所在地 東京都調布市小島町2丁目35番地1調布市役所内
- (3) 設立 昭和48年4月23日
- (4) 目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること
- (5) 事業
 - ア 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項の業務
 - イ 国、地方公共団体その他公共的団体からの委託事業
 - ウ ア及びイに掲げる業務に附帯する業務
- (6) 組織（令和5年6月15日現在）
 - ア 理事 8人（うち理事長1人）
 - イ 監事 2人
 - ウ 職員 9人
- (7) 基本財産
 - 現金 500万円

第7 監査の結果

対象事務については、上記のとおり監査した限りにおいて、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められるが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

なお、この度の財政援助団体等監査において、過去に他団体で留意を要する事項として指摘したものと同様のものが見受けられたことは、誠に遺憾である。

行政経営部においては、調布市監理団体に対する指導監理等に関する要綱に基づき、監理団体等を所管する部長に対し、年に一度は監理団体の経営状況のほか、監理団体に対する適切な指導監理の実施及び同要綱に基づき行った指導監理の記録の提出を求め、これを保管し、監理団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自立的な経営を促進するよう、中心となって改善に取り組まれるよう強く要望する。

1 企画経営課

- (1) （一財）サービス公社による補助金の申請手続において、規則で定める様式と異なる補助金交付申請書を使用しているものが見受けられた。

調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

- (2) （一財）サービス公社に係る補助金の執行において、規則で補助金等については時宜により分割して交付を受けることと規定されているにもかかわらず、一括交付をしているものが見受けられた。

調布市補助金等の執行に関する規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

- (3) （一財）サービス公社が社会福祉法人調布市社会福祉事業団などと締結した委託契約書の添付書類において、暴力団等排除に関する特約条項の一部が改正されているにもかかわらず、改正前の特約条項を使用しているものが見受けられた。

調布市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき指導監理を行い、適正な事務の執行に努められたい。

2 (一財) サービス公社

(1) 会計事務について

ア 支出及び出金伺書において、決裁日が執行日以降となっているものが見受けられた。

イ 金銭の支払において、規程に定めがないにもかかわらず、立替払をし精算しているものが見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社会計処理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 契約事務について

ア 自転車駐車場の交通系ICカード（パスモ、スイカなど）決済において、市が指定納付受託者に指定していない決済代行業者と（一財）サービス公社との間で委託契約を締結しているものが見受けられた。

市と協議のうえ、地方自治法等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

イ 市との警備業務の委託契約において、契約の締結前に市に交付を要する当該契約の概要について記載した書面及び契約の締結後に市に交付を要する当該契約の内容を明らかにする書面の交付をしていないものが見受けられた。

警備業法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 労務管理について

ア 衛生管理者の選任において、平成24年に衛生管理者選任報告を三鷹労働基準監督署長宛に提出後、当時の衛生管理者が退職したにもかかわらず、その後の手続がされていないものが見受けられた。

労働安全衛生法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

イ 職員の休日勤務において、休憩時間を与えることなく6時間30分の時間外勤務命令をしているものが見受けられた。

ウ 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）において、時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外労働を行わせる場合には、労働基準監督署長へ様式第9号の2を提出しなければならないが、限度時間を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、本様式を提出していないものが見受けられた。

労働基準法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

エ 職員の時間外勤務手当、深夜勤務手当及び休日勤務手当において、割増賃金の計算方法が適正でないものが見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社職員の給与に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

オ 労働条件通知書を兼ねている臨時職員労働契約書において、規則で定める15分の休憩時間の記載が漏れているものが見受けられた。

カ 嘱託職員等の休憩時間において、1日8時間勤務の者に時間外労働を行わ

せる場合には勤務時間の途中に60分与えるべきところ、45分しか与えていないものが見受けられた。

キ 臨時職員の年次有給休暇において、付与日数が適正でないものが見受けられた。

労働基準法及び一般財団法人調布市市民サービス公社嘱託職員等の就業に関する規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

ク エキスパート嘱託職員の時間単価において、嘱託職員時間給適用表1表及び2表を用いているが、勤務1時間当たりの単価の算出方法が不明確なものが見受けられた。

(一財) サービス公社の内規等の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 文書事務について

ア 通信運搬費に係る支出負担行為の決裁において、決裁権者は係長であるにもかかわらず、事務局長まで決裁を受けているものが見受けられた。

イ 休暇等届出書及び時間外労働及び休日労働命令書兼報告書等において、決裁を要する職員の押印がないもの、規程で定める決裁権者と異なる決裁権者の押印があるものが見受けられた。

ウ 時間外労働及び休日労働命令書兼報告書において、勤務者のみ押印し上司の決裁なく勤務しているもの、決裁を要する係長の押印がないもの、決裁権者である事務局長の押印がないものが多数見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 所管規則等について

ア 一般財団法人調布市市民サービス公社業務情報の公開に関する規程において、業務情報の任意的公開請求に必要な申出書及び回答書の様式が未整備の状況であるものが見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社業務情報の公開に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

イ 休暇等届出書及び時間外労働及び休日労働命令書兼報告書等において、決裁を要する職員の決裁欄が不足しているものが見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程等の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 看護休暇等届出書及び介護休暇申出書において、様式登録せず使用しているものが見受けられた。

(一財) サービス公社の内規等の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

エ (一財) サービス公社の前身である調布市公共施設管理公社時代に制定した内規等において、現在も継続し運用しているものが見受けられた。

(一財) サービス公社の内規等として新たに制定し、適正な事務の執行に努められたい。

オ 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の就業に関する規則において、懲戒による免職理由に該当したとき及び禁錮刑以上の刑に処せられたときにも退職手当が支給できる規定となっているものが見受けられた。

懲戒解雇等の場合は、厚生労働大臣の認定を受けたうえで退職金を減額することができることから、規則の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

カ 職員証の取扱いにおいて、常に携帯を要するにもかかわらず交付しておらず、職員証交付台帳も備えていないものが見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社職員証の交付に関する規程に基づき又は同規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

キ 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の自己啓発等休業に関する規程において、大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は3年とあるにもかかわらず、規則を定めることなく、市の条例及び規則に準じて運用しているものが見受けられた。

一般財団法人調布市市民サービス公社職員の自己啓発等休業に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

ク 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の給与に関する規程において、勤勉手当の算出方法で扶養手当を含むこととなっているが、同規程を改正することなく、扶養手当を除いて算定しているものが見受けられた。

規則等の制定改廃手続の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努められたい。

ケ (一財)サービス公社が所管する規則等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。

(一財)サービス公社に影響を及ぼす可能性のある法令、市の例規等の制定改廃状況を常に把握し、状況に応じ規則等の定期的な見直しを速やかに行い、適正な事務の執行に努められたい。

3 用地課

適正に執行されているものと認められた。

4 土地開発公社

(1) 公印について

調布市土地開発公社公印規程において、定めのない公印があるもの、同規程に基づいた適正な管理がなされていないものが見受けられた。

調布市土地開発公社公印規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 会計事務について

調布市土地開発公社会計規程において、収入調定決裁書及び支出負担行為決裁書の定めがないにもかかわらず使用しているもの、繰越予算集計伝票の定めがあるにもかかわらず使用していないものが見受けられた。

調布市土地開発公社会計規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 契約事務について

土地売買契約書において、印紙の貼付がないものが見受けられた。

印紙税法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 文書事務について

ア 調布市土地開発公社理事会の議事録において、決裁後の確定した議事録をもって署名すべきところ、決裁用文書の議事録案に署名しているものが見受けられた。

イ 収入調定決裁書及び収入伝票において、添付の金銭消費貸借契約証書の利息の支払方法欄にある借入利率が鉛筆等で加筆されているものが見受けられた。

ウ 金銭出納簿において、合計残高試算表及び普通預金出納帳に係る理事長の決裁年月日がないものが見受けられた。

調布市土地開発公社文書管理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

エ 土地開発公社の監査において、調布市土地開発公社監査基準で定める監査計画及び実施計画を作成していないもの、監査報告書に監査方法の記載がないものなどが見受けられた。

調布市土地開発公社監査基準に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 所管規程について

調布市土地開発公社会計規程において、会計伝票の整理基準は別に定める旨の規定を受け、伝票会計事務要領を制定しているが、振替伝票の取扱いや収入又は支払の証拠書類について明示する規定がなく、実務においては市の会計事務規則に準じるほか担当者が別途事務マニュアルを作成し、運用しているものが見受けられた。

調布市土地開発公社会計規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。